



山形県公報

平成27年1月6日(火)
第2610号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                         |                  |     |
|-------------------------|------------------|-----|
| ○県議会定例会の閉会              | (財政課)            | … 1 |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知 | (林業振興課)          | …同  |
| ○同                      | (同)              | … 2 |
| ○同                      | (同)              | …同  |
| ○同                      | (同)              | … 3 |
| ○同                      | (同)              | …同  |
| ○一般国道の供用の開始             | (置賜総合支庁建設総務課)    | … 4 |
| ○県道の供用の開始               | (同)              | …同  |
| ○道路の区域の変更               | (置賜総合支庁西置賜建設総務課) | …同  |
| ○開発行為に関する工事の完了          | (村山総合支庁建築課)      | …同  |
| ○同                      | (同)              | … 5 |

## 告 示

### 山形県告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成26年12月2日招集した山形県議会定例会は、同月19日閉会した。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第2号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字黒森字中ノ畑157の1から157の3まで、159の1、160の1、160の2、161、174の1、174の2、382、442の1、490、字横手130の1、130の5、131、403の2、475の1

#### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ畑157の1(次の図に示す部分に限る。)、157の2、157の3、160の1、160の2、161、490、字横手475の1(次の図に示す部分に限る。)

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・機関及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第3号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字吉川字根際712の1、712の18、715の4、715の5、716の1（次の図に示す部分に限る。）、716の2から716の4まで、716の7、743の21、1287の1

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字根際712の1・712の18・716の7（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、715の5、716の1から716の4まで

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・機関及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第4号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字柳川字長畑288の5、288の10、289の1、289の2、930の3、931の1、931の2、1006、1007、1009から1013まで、1224の1、1224の2、1224の6、1225の1、1228の1、1237、字岩井戸1516

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長畑931の1、931の2

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・機関及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

### 山形県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市少連寺宇黒森1から3まで、3の1、4、5、11の2、24の1、26、34の1、34の2、35、36、字川原谷1、2、2の1、4から7まで、9、9の1、10、11、11の2から11の6まで、12の2、16、17、字沢ノ入1、2、4、5の1、5の2、6、7の1、7の2、8、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、13の1、14、15、19から21まで

#### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川原谷6、7、9、9の1、11の2

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・機関及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市板井川字村西525の1、529

#### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・機関及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第7号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市大字口田沢字町尻道北一374番1から  
同 中台703番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月6日

**山形県告示第8号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 高畠川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字中小松字田仲2504番1から  
同 2505番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月6日

**山形県告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成27年1月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                  | 延 長                        |
|-------------------------------------|------|----------------------------------------|----------------------------|
| 西置賜郡白鷹町大字大瀬字松川三750番1から<br>同 750番4まで | 旧    | 47.2 <small>メートル</small><br>}<br>12.1  | <small>メートル</small><br>135 |
| 同 上                                 | 新    | 118.6 <small>メートル</small><br>}<br>21.0 | 同 上                        |

**山形県告示第10号**

次の開発行為は、完了した。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年3月4日 指令村総建第270号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字新町2996番1、2996番4の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
北村山郡大石田町大字鷹巣字南原48番地27 有限会社ササキ不動産

**山形県告示第11号**

次の開発行為は、完了した。

平成27年1月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年11月14日 指令村総建第231号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金瓶字高谷山42番17、42番43、42番60、42番87、42番88
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市成沢西三丁目5番11号 有限会社グロリアルプランニング・ジャパン

平成27年1月6日印刷  
平成27年1月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056